

今治市子ども・子育て会議

会 議 次 第

日時 平成26年5月29日(木) 16:00～17:00

場所 今治市総合福祉センター 1階会議室

1 開会

2 報告

(1) 教育・保育部会より (平成26年4月22日開催)

3 議題

(1) 「(仮称)今治市子ども・子育て支援事業計画」記載内容(案)

4 その他

5 閉会

報告第 1 号

平成 26 年度 第 1 回今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会について

標記部会を開催しましたので、別紙のとおり報告します。

平成 26 年 5 月 29 日

今治市子ども子育て会議 教育・保育部会
会長 泉 浩徳

平成 26 年度 第 1 回今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会

- 1 日時 平成 26 年 4 月 22 日（火）14：30～16：00
- 2 場所 今治市役所 101 会議室
- 3 出席委員
泉浩徳委員、長野誠悟委員、谷本幸代委員、土井圭子委員、菅千代美委員、
長野千枝委員、越智瑞啓委員、松原緑委員
- 4 欠席委員
森一男委員
- 5 内容
 - (1) 部会長の指名
今治市子ども子育て会議条例第 8 条 3 項の規定により、泉浩徳委員が部会長に指名された。
 - (2) 部会検討事項について
教育・保育部会が検討する事項を以下のとおりとした。
 - 教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）、地域型保育事業に関する
こと。
 - 地域子ども子育て支援事業（13 事業）のうち
 - ・一時預かり事業に関すること
 - ・延長保育事業に関すること
 - ・病児・病後児保育事業に関すること
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業に関すること
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業に関すること
 - 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する
こと。
 - その他必要な事項
 - (3) 今治市の教育・保育施設及び延長保育・一時預かり事業の現状について
保育所・幼稚園・認可外保育所の入所状況および延長保育・一時預かり事業の利用
状況の現状を確認した。
 - (4) 教育・保育の提供区域について
教育・保育提供区域を島嶼部・陸地部の 2 区域とすることが承認された。
 - (5) 今後のスケジュールについて
6 月下旬に第 2 回教育・保育部会を開催し、9 月上旬に第 3 回目を予定すること
とした。
 - (6) その他
会議録署名委員に長野誠悟委員が指名された。

平成 26 年度 第 1 回 今治市子ども・子育て会議

教育・保育部会

平成 26 年 4 月 22 日（火）午後 2 時半～4 時
今治市役所 101 会議室

【会 次 第】

- 1 健康福祉部長挨拶
- 2 部会委員自己紹介
- 3 部会長の選任について
- 4 部会検討事項について（資料 1）
- 5 今治市の教育・保育施設及び延長保育・一時預かり事業の
現状について（資料 2）
- 6 教育・保育の提供区域について（資料 3）
- 7 今後のスケジュールについて（資料 4）
- 8 質疑応答

平成26年度 教育・保育部会 委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
学識経験者	今治明德短期大学幼児教育学科長	泉 浩 徳
幼稚園関係者	今治私立幼稚園協会会長	森 一 男
	みどり幼稚園理事長	長 野 誠 悟
	今治幼稚園副園長	谷 本 幸 代
保育所関係者	今治市・上島町保育協議会副会長	土 井 圭 子
	志々満保育園理事長	菅 千代美
	清水保育所所長	長 野 千 枝
認定こども園関係者	しまなみの杜認定こども園園長	越 智 瑞 啓
認可外保育施設関係者	今治市医師会保育所エンゼル保育園園長	松 原 緑

教育・保育部会 検討事項

○教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）、地域型保育事業に関すること。

○地域子ども・子育て支援事業（13事業）のうち

- ・一時預かり事業に関すること
- ・延長保育事業に関すること
- ・病児・病後児保育事業に関すること
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業に関すること
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業に関すること

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関すること。

○その他必要な事項

今治市の教育・保育施設及び延長保育・一時預かり事業の現状について

平成26年4月22日

目 次

1) 保育所の状況	2
2) 幼稚園の状況	6
3) 認定こども園の状況及び 認可保育所・幼稚園の利用者数の推移	8
4) 延長保育事業・一時預かり事業の状況	10

保育所の状況

保育所(公立)

保育所一覧表(公立)

H26.4.1現在

保育所名	所在地	定員	入所人数	入所年齢	保育時間		延長保育(月～金)	一時預かり
					平日	土曜午後		
立花保育所	立花町4丁目2番28号	100	90	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
鳥生保育所	北鳥生町3丁目1番15号	120	106	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
常盤保育所	南日吉町2丁目2番8号	150	117	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
城東保育所	美須賀町4丁目1番48号	150	132	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:00
別宮保育所	大正町4丁目2番地10	200	96	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
波止浜保育所	内堀1丁目1番1号	100	76	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
乃万保育所	延喜甲365番地2	100	110	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:00
日高保育所	別名549番地1	120	114	生後57日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
清水保育所	徳重89番地1	100	96	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:00
富田保育所	上徳甲396番地20	130	128	生後57日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
桜井保育所	登畑甲40番地	100	91	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
日の出保育所	玉川町小鴨部甲230番地2	45	27	生後6か月～就学前	7:30～18:15	～17:15		
九和保育所	玉川町大野甲86番地3	90	36	生後6か月～就学前	7:30～18:15	～17:15		
樋口保育所	波方町養老甲1024番地	90	68	生後6か月～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	
亀岡保育所	菊間町佐方490番地	60	24	生後6か月～就学前	7:30～18:15			
菊間保育所	菊間町長坂1999番地	120	45	生後6か月～就学前	7:30～18:15			8:30～17:00
吉海保育所	吉海町八幡56番地	90	70	生後6か月～就学前	7:30～18:30	～17:15		8:30～17:00
宮窪保育所	宮窪町宮窪2901番地	90	46	生後6か月～就学前	7:30～17:45	～17:15		
北浦保育所	伯方町北浦甲2255番地	45	24	満1歳～就学前	7:30～17:45	～17:45		
伯方保育所	伯方町木浦甲3286番地1	120	81	生後6か月～就学前	7:30～17:45	～17:45		8:30～17:00
上浦保育所	上浦町井口5931番地	60	48	生後6か月～就学前	7:30～18:30	～18:15		8:30～17:00
大三島保育所	大三島町明日2493番地1	60	47	生後6か月～就学前	7:30～18:30	～18:15		
公立合計 22園		2,240	1,672			20	12	7

保育所(私立)

保育所一覧表(私立)

H26.4.1現在

保育所名	所在地	定員	入所人数	入所年齢	保育時間		延長保育(月～金)	一時預かり
					平日	土曜午後		
若葉保育園	東村1丁目15番36号	90	77	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:15
志々満保育園	桜井6丁目2番1号	90	91	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:15～17:00
今治中央乳児保育所	南宝来町1丁目1番地4	60	50	生後57日～満2歳	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	/
今治北乳児保育所	室屋町6丁目3番21号	60	51	生後57日～満2歳	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:15
白鳩保育園	山路881番89	70	80	生後90日～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～16:30
龍門保育園	朝倉上甲803番地3	45	48	生後57日～就学前	7:00～18:00	～18:00	18:00～19:00	/
朝倉保育園	朝倉北甲356番地2	90	97	生後57日～就学前	7:00～18:00	～18:00	18:00～19:00	/
大井幼児園	大西町九王甲2118番地3	120	100	生後57日～就学前	7:00～18:00	～18:00	18:00～19:00	/
小西保育園	大西町脇甲1726番地29	90	80	生後57日～就学前	7:00～18:00	～18:00	18:00～19:00	/
今治虎岳保育園	鐘場町1丁目2番25号	60	68	生後6か月～就学前	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～17:30
しまなみの杜保育園	しまなみの杜2番地1	30	34	生後6か月～満2歳	7:15～18:15	～18:15	18:15～19:15	8:30～16:30
私立合計 11園		805	776			11	11	6

保育所(認可外保育施設)

保育所(認可外保育施設)一覧表

H26.2.1現在

名称	所在地	設置主体	種別	定員	入所児童	入所年齢	通常開所時間
愛児園マミーランド	蔵敷町2丁目11番18号	NPO法人	その他	15	8	生後90日～就学前	7:20～19:00
こぐまのゆめ	黄金町4丁目5番23号	個人	ベビーホテル	18	9	生後60日～就学前	7:00～19:00
イマハリインターナショナルプリスクール	美須賀町3丁目2番3号	株式会社	その他	15	17	1歳6か月～就学前	8:00～18:00
おひさまえん	北宝来町2丁目3番地6	社会医療法人	ベビーホテル	20	18	生後60日～就学前	7:30～18:30
フリハモキッズ託児ルーム	中寺甲239-1 ホテルハリ・イン 1F	個人	ベビーホテル	15	6	生後3か月～就園前	8:00～16:00
ナーサリースクールガジャ	近見町1丁目3番8号	個人	その他	36	21	生後60日～就学前	8:00～19:00
なでしこ保育所	喜田村7丁目2番41号	社会福祉法人	事業所内	25	11	産休明け～就学前	7:45～18:00
エンゼル保育所	南宝来町1丁目4番11号	一般財団法人	事業所内	50	37	生後90日～就学前	7:30～19:00
シグマ託児所	別名274番地	医療法人	事業所内	14	22	生後7ヶ月～就学前	8:00～18:15
広瀬病院内託児所	拝志1番26号	医療法人	事業所内	12	8	1歳～就学前	8:00～17:00
たちばなにこにこクラブ	立花町4丁目6番19号	学校法人	その他	36	14	1歳～2歳	8:30～15:30
認可外保育施設 11園				256	171		

幼稚園の状況

幼稚園(公立・私立)

幼稚園一覧表(公立・私立)

H25.5.1現在

種別	幼稚園名	所在地	定員	入園人数	預かり保育	
					平日	長期休暇
公立	宮窪幼稚園	宮窪町2993番地の1	70	7	×	×
公立	伯方幼稚園	伯方町伊方甲1820番地5	105	24	×	×
私立	今治幼稚園	別宮町2丁目4-13	220	74	○	○
私立	今治精華幼稚園	中日吉町2丁目1-34	350	146	○	○
私立	若葉幼稚園	北宝来町1丁目2-1	400	260	○	○
私立	近見虎岳幼稚園	鐘場町1丁目2-11	240	94	○	○
私立	立花幼稚園	立花町4丁目6-19	380	207	○	○
私立	波止浜虎岳幼稚園	地堀2丁目3-12	255	140	○	○
私立	晴心幼稚園	南高下町3丁目4-46	480	99	○	○
私立	ひまわり幼稚園	国分3丁目2-46	340	149	○	○
私立	いずみ幼稚園	片山3丁目3-14	320	94	○	○
私立	ゆりかご幼稚園	しまなみの杜2番地1	210	188	○	○
私立	みどり幼稚園	五十嵐甲60	280	232	○	○
私立	白ゆり幼稚園	別宮町9丁目6-14	175	22	不明	不明
私立	唐子幼稚園	東村南2丁目2-10	240	222	○	○
私立	今治めぐみ幼稚園	南宝来町1丁目1-6	100	105	○	○
私立	こまどり幼稚園	大西町宮脇甲523-1	120	134	○	○
私立	たんぼぼ幼稚園	波方町養老甲764-1	105	58	○	○
公立合計 2園		私立合計 16園	4,390	2,255	15	15

認定こども園の状況及び認可保育所・幼稚園の利用者数の推移

認定こども園

認可保育所及び幼稚園の利用者数の推移

H25.5.1現在

認定こども園

類型	名称	認定を受ける施設の名称		所在地	定員	入園人数
幼保連携型	しまなみの杜認定こども園	幼稚園	ゆりかご幼稚園	しまなみの杜2番地1	210	188
		保育園	しまなみの杜保育園		30	34

認可保育所と幼稚園の利用者数の推移

施設	設置主体	定員	初日在籍児童数（ 保育所各年4月1日 幼稚園 各年5月1日 ）				
			H21	H22	H23	H24	H25
保育所	公立	2,240	1,790	1,690	1,703	1,734	1,706
	私立	805	717	720	745	762	772
	小計	3,045	2,507	2,410	2,448	2,496	2,478
幼稚園	公立	175	82	56	59	56	31
	私立	3,815	2,265	2,193	2,177	2,215	2,224
	小計	3,990	2,347	2,249	2,236	2,271	2,255
合計		7,035	4,854	4,659	4,684	4,767	4,733
就学前児童(各年4月1日)			9,366	9,162	9,017	8,990	8,863

延長保育事業・一時預かり事業の状況

延長保育事業・一時預かり事業

延長保育事業

保護者の就労時間等の事情により、開所時間11時間を越えて保育を行う。今治市では開所時間後に1時間の延長保育を実施している。

年間延利用人数

保育所(H25.4.1現在)	H21	H22	H23	H24	H25(見込み)
公立 12園	7,346	7,243	6,031	5,908	4,843
私立 11園	12,821	11,696	11,696	10,903	11,079
合計 23園	20,167	18,939	17,727	16,811	15,922

一時預かり事業

保護者の就労(1ヶ月15日以内)や通院、学校の行事参加や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合に児童を預かる事業。原則月15日までの利用。

年間延利用人数

保育所(H25.4.1現在)	H21	H22	H23	H24	H25(見込み)
公立 7園	2,610	3,680	4,830	4,661	5,170
私立 6園	2,339	3,276	5,217	4,281	4,032
合計 13園	4,949	6,956	10,047	8,942	9,202

教育・保育の提供区域について

平成26年4月22日

教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項

1. 教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他条件を総合的に勘案して定める地域

2. 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - 教育・保育の量の見込み
 - 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保の内容及びその実施時期



教育・保育提供区域
ごとに策定

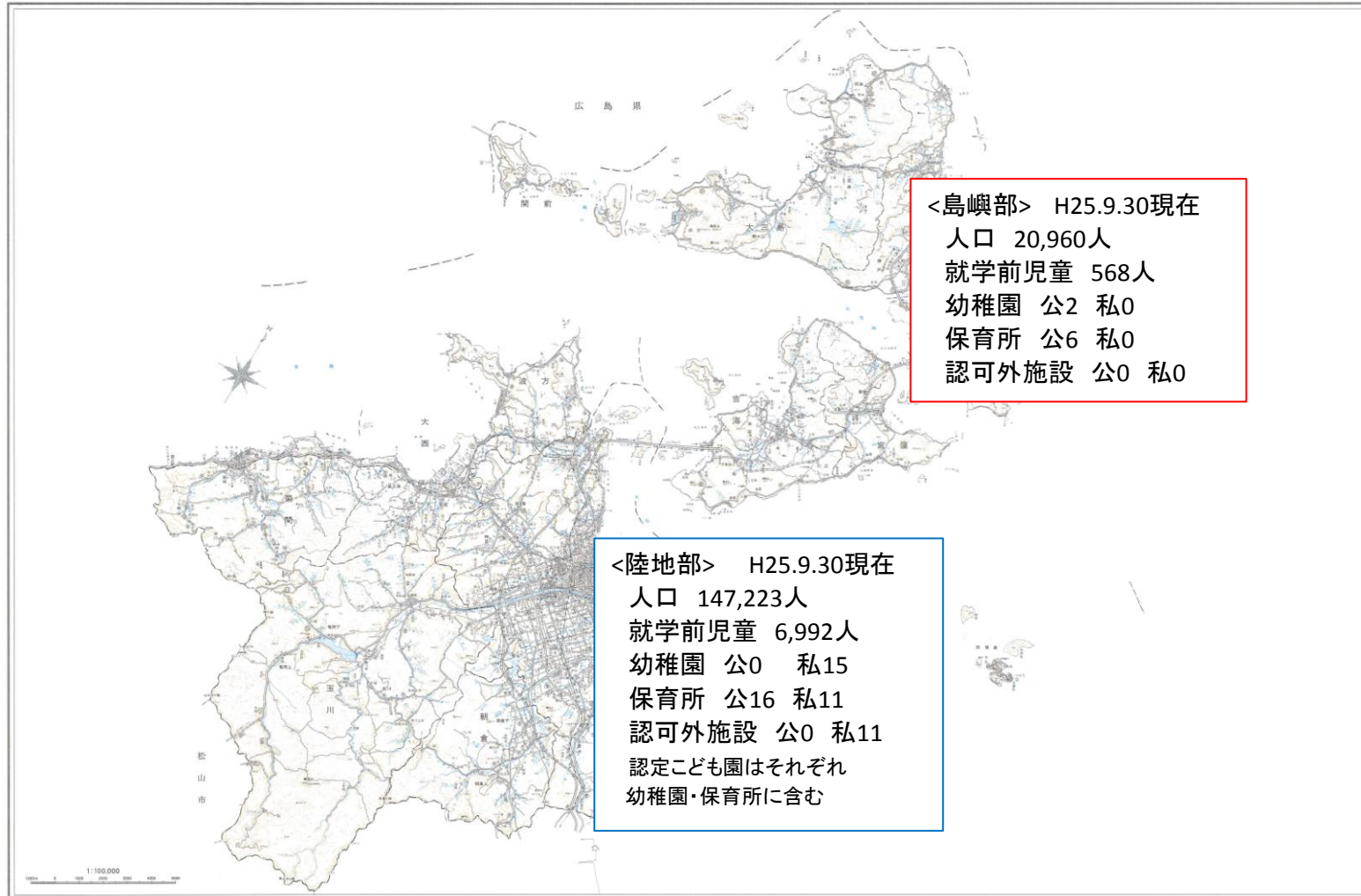
基本指針(国)

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

- (1) 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域
- (2) 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえて設定
- (3) 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本であるが、地域子ども・子育て支援事業ごとに実態に応じて事業等ごとに設定することが可能

教育・保育提供区域(案)

本市の地理的条件、交通事情、教育・保育を提供するための施設の状況など総合的に勘案し、教育・保育提供区域を「陸地部」「島嶼部」の2区域とする。



子ども・子育て支援事業計画の運用イメージ

ニーズ調査の結果を基に、区域、認定区分、年度ごとに量の見込みを算出し、確保の内容を示す。

教育・保育提供区域ごとに作成。

認定区分ごとに量の見込みを算出する。
 1号・・・3歳～5歳 教育のみ
 2号・・・3歳～5歳 保育認定
 3号・・・0歳～2歳 保育認定

計画期間の5年間について、
 年度ごとの量の見込みと確保
 の内容を示す。

陸地部		1年目			2年目			3年目			...
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	...
①量の見込み(必要利用定員総数)		350人	200人	300人	350人	200人	300人	350人	200人	300人	
②確保の内容	特定教育・保育施設 認定こども園 幼稚園 保育所	350人	200人	250人	350人	200人	250人	350人	200人	250人	
	特定地域型保育事業 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	/	/	30人	/	/	30人	/	/	50人	
② - ①		0人	0人	△20人	0人	0人	△20人	0人	0人	0人	

「地域子ども・子育て支援事業」についても、計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保の内容を示す。

教育・保育部会の今後のスケジュールについて（案）

平成 26 年 6 月下旬

第 2 回教育・保育部会

- ◎子ども・子育て支援事業計画（案）の提示
 - 教育・保育施設
 - 延長保育事業
 - 一時預かり事業
- ◎事業実施の有無
 - 病児・病後児保育事業
 - 実費徴収に係る補足給付事業
 - 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

平成 26 年 9 月上旬

第 3 回教育・保育部会

- ◎子ども・子育て支援事業計画（案）の中間取りまとめ
- ◎産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

今治市子ども・子育て支援事業計画骨子案についての検討資料

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することが定められており（子ども・子育て支援法第 60 条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第 61 条）。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されています。

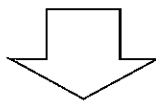
市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項



子ども・子育ての総合施策として計画を立てる必要があります

目 次 (案)

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 策定体制.....	5
第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 今治市の概況.....	6
2 統計による今治市の状況.....	7
3 意識調査結果の概要.....	12
4 今治市次世代育成支援行動計画（後期）の評価.....	18
5 現状・課題のまとめと今後の方向性.....	20
第3章 計画の基本理念と施策の展開.....	21
1 計画の基本理念.....	21
2 計画の基本方針・施策目標.....	21
3 施策体系.....	21
第4章 子ども子育て支援事業計画.....	22
第5章 その他具体的な取り組み.....	27
第6章 推進体制.....	28
参考資料.....	28

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41と、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

(2) 国の取り組み

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

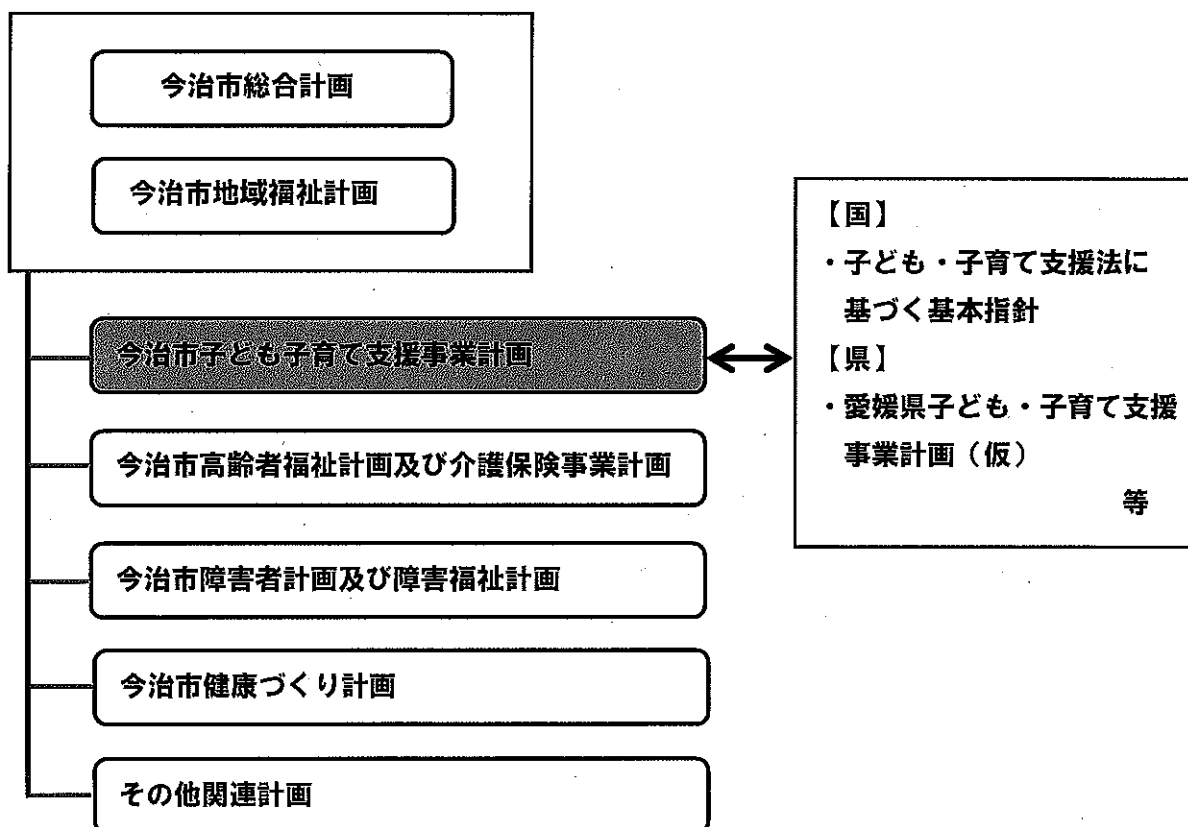
(3) 今治市の取り組み

本市は、平成21年度に「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代(あした)・子育てプラン-」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「今治市次世代育成支援地域行動計画-いまばり・次代(あした)・子育てプラン-」の考え方並びに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「健やか親子 21」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「今治市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



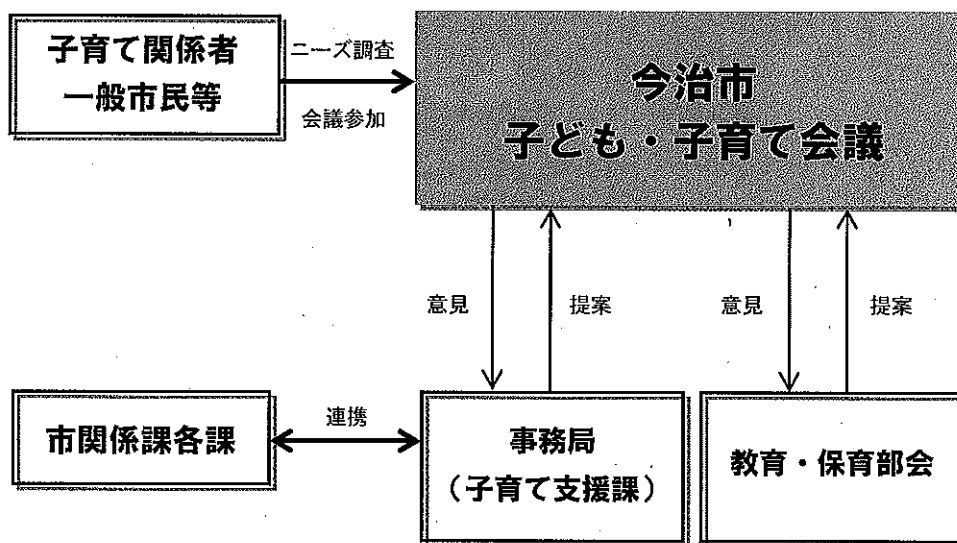
3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
策定年度	今治市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
						次期計画(平成32年～)		
				評価・次期計画策定				

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局内における保育部会と子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者などで構成する「今治市子ども・子育て会議」において、計画の内容等を協議し、計画を策定していきます。

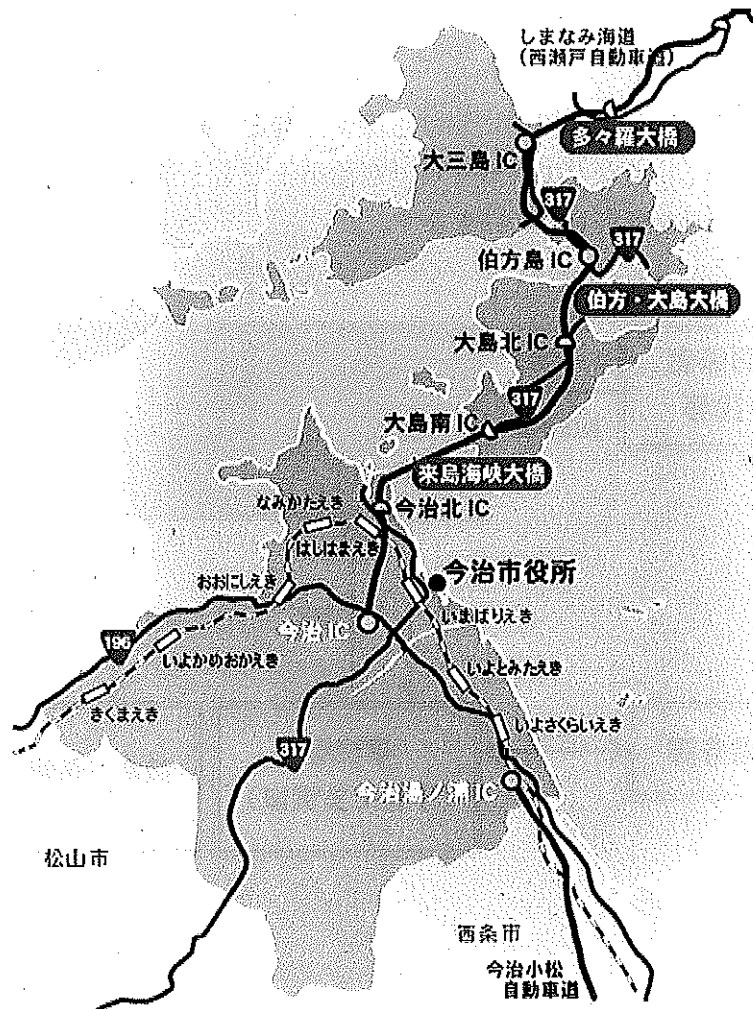


第2章 今治市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 今治市の概況

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。平成17年1月、旧今治市及び旧越智郡11か町村（旧朝倉村・旧玉川町・旧波方町・旧大西町・旧菊間町・旧吉海町・旧宮窪町・旧伯方町・旧上浦町・旧大三島町・旧関前村）の合併により、人口も増え、松山市に次ぐ県下第2の都市になりました。

■今治市地図

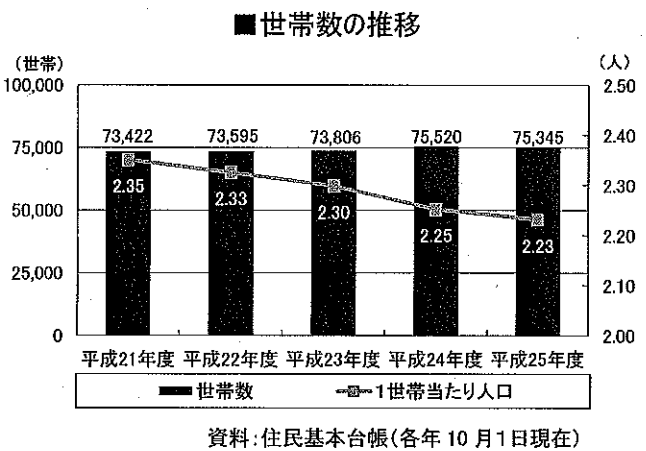
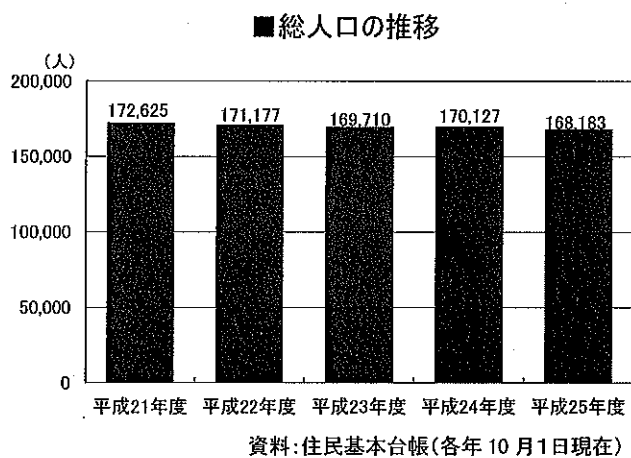


2 統計による今治市の状況

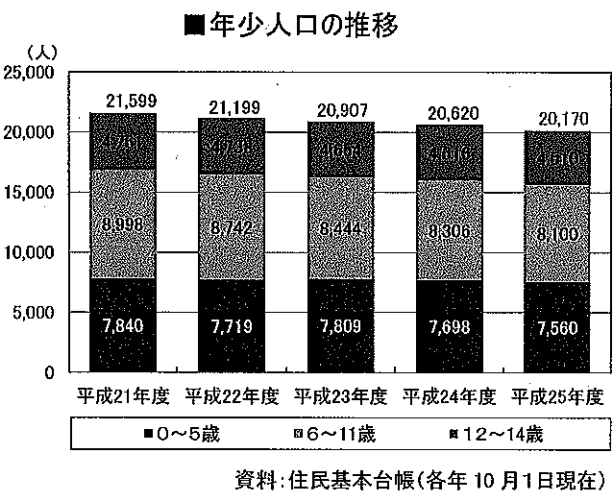
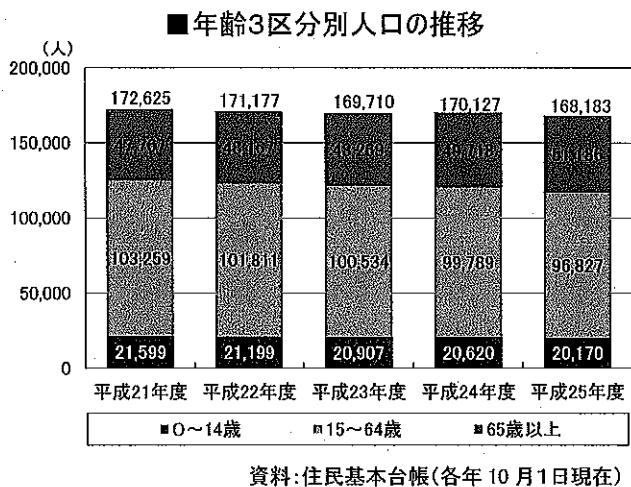
(1) 人口・世帯数等の状況

今治市の総人口の状況を見ると、平成24年では増加したものの減少傾向にあり、平成25年では168,183人となっています。また、世帯数の状況を見ると、平成24年度までは微増傾向にあり、平成25年度では75,345世帯となっている一方で、1世帯当たり人口は年々減少傾向にあり、平成25年度では2.23人となっています。

*平成24年7月31日より、外国人登録が開始となったため、平成24年度の人口が増加しています。

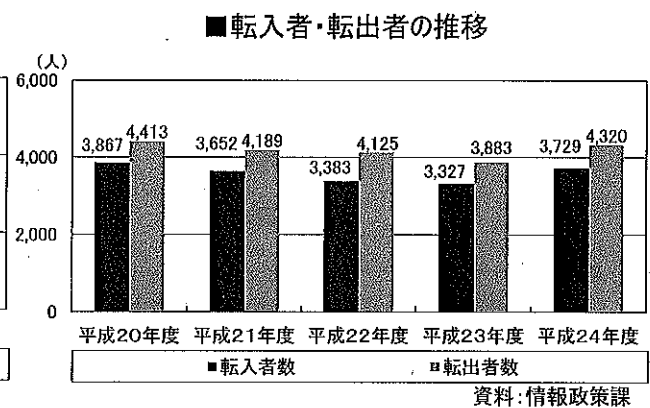
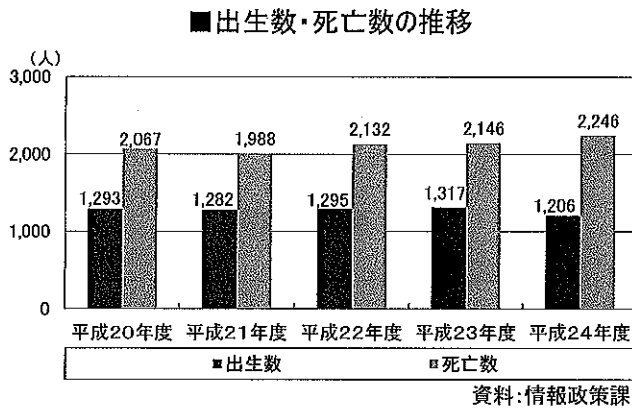


年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少傾向にある一方、65歳以上については年々増加傾向にあります。また、年少人口の状況を見ると、すべての区分において減少傾向にあり、平成25年度では0～5歳については7,560人、6～11歳では8,100人、12～14歳では4,510人となっています。



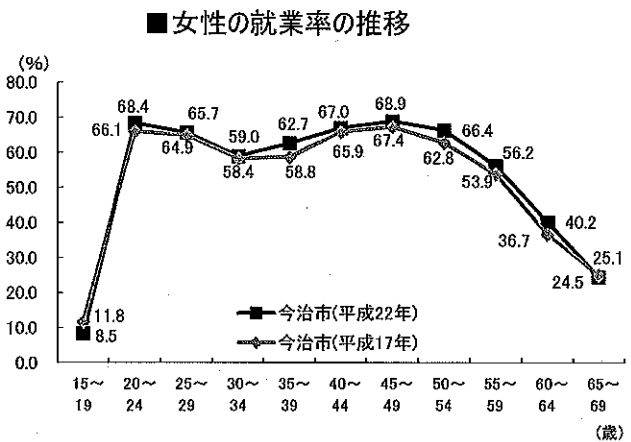
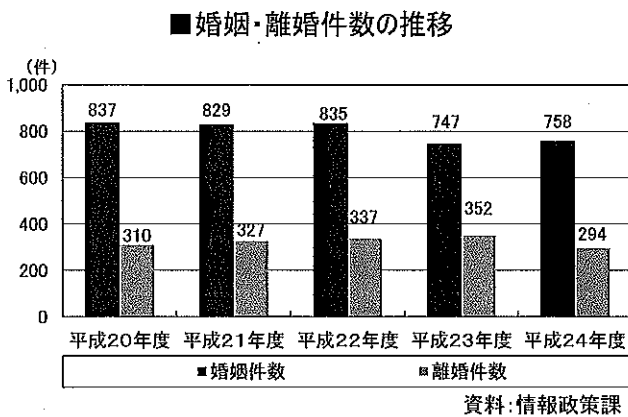
(2) 人口動態等の状況

出生数の状況を見ると、増減を繰り返しており、平成24年度では1,206人となっています。また、転入・転出の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに平成23年度までは減少傾向にありましたが平成24年度では一転して増加しており、平成24年度では転入者数については3,729人、転出者数については4,320人となっています。



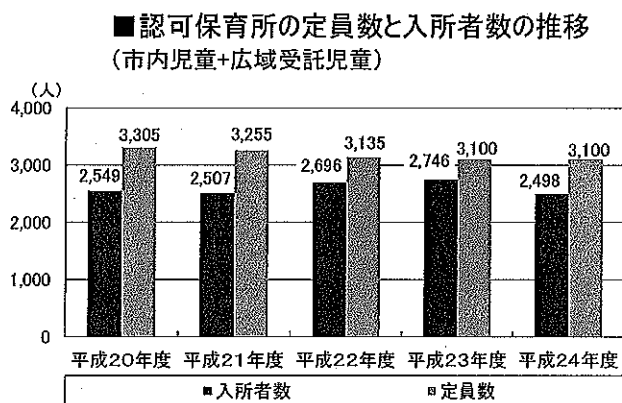
(3) 婚姻・女性の就業率の状況

婚姻の状況を見ると、年々減少傾向にありましたが、平成24年度では一転して増加しており、758件となっています。また、女性の就業率の状況を見ると、平成22年では10代を除くすべての年代で平成17年を上回っています。

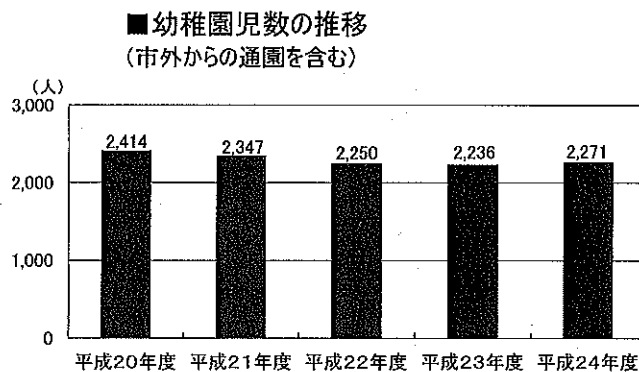


(4) 就学前児童の状況

保育所入所者の状況をみると、平成21年度で減少した後、平成23年度までは増加傾向にありました。しかし、平成24年度では2,498人と平成20年度よりも減少しています。また、幼稚園児の状況をみると減少傾向にあり、平成24年度では2,271人となっています。



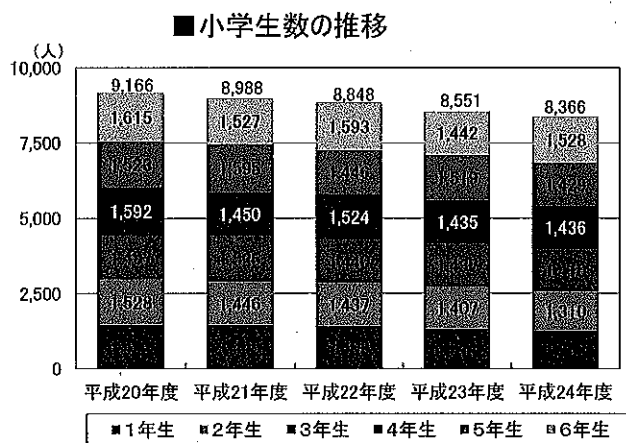
資料: 保育課(各年4月1日現在)



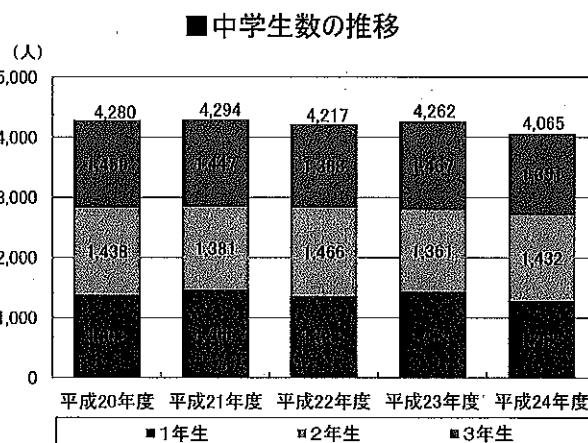
資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(5) 市立小中学生の状況

小学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では8,366人となっています。また、中学生数の状況をみると、総数については減少傾向にあり、平成24年度では4,065人となっています。



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(6) 保育事業の状況

延長保育利用者の状況をみると、公立・私立ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ5,908人、10,903人となっています。*表の人数については延べ人数になっています。

■延長保育(公立)利用者数(市内児童+広域受託児童)

	利用者数(人)
平成20年度	6,688
平成21年度	7,346
平成22年度	7,243
平成23年度	6,031
平成24年度	5,908

■延長保育(私立)利用者数

	利用者数(人)
平成20年度	11,515
平成21年度	12,855
平成22年度	11,696
平成23年度	10,568
平成24年度	10,903

休日保育の状況をみると、平成23年度に開設し、翌平成24年度では大幅に増加し141人となっています。また、一時預かり保育の状況をみると、平成22年度では減少がみられましたが、多くの方に利用されている結果となっており、平成24年度では8,953人となっています。ショートステイの状況をみると、平成22年度に1人の利用がありました。

■休日保育・一時預かり保育利用者数と施設数

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	年延人数	か所	年延人数	か所	年延人数	か所	年延人数	か所
休日保育	0	0	0	0	80	1	141	1
一時預かり	5,508	11	2,404	11	9,366	13	8,953	13

■ショートステイ利用者数

	利用者数(人)
平成20年度	0
平成21年度	0
平成22年度	1
平成23年度	0
平成24年度	0

子育てサロン(週1~2回開催)利用状況と施設数の状況をみると、子ども・保護者ともに年々減少傾向にあり、平成24年度では合計で2,950人となっています。

地域子育て支援拠点事業(週4~7日開催)の状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成24年度では60,187人となっています。これは子育てサロンから地域子育て支援拠点事業に移行している結果となっています。

■子育てサロン利用者数と施設数

	子ども(人)	保護者(人)	合計(人)	施設数
平成20年度	3,281	2,860	6,141	11
平成21年度	2,742	2,315	5,057	11
平成22年度	2,458	2,139	4,597	9
平成23年度	1,883	1,711	3,594	9
平成24年度	1,553	1,397	2,950	8

■地域子育て支援拠点事業利用者数と施設数

	利用人数	施設数
平成20年度	40,518	7
平成21年度	45,861	7
平成22年度	55,594	7
平成23年度	54,768	7
平成24年度	60,187	8

放課後児童クラブの状況を見ると、利用者数の合計では増加傾向にあり、平成24年度では1,148人となっています。特に1年生の利用者数については年々増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ登録児童数

	1年生(人)	2年生(人)	3年生(人)	4~6年生(人)	合計(人)
平成20年度	358	370	247	95	1,070
平成21年度	376	335	264	92	1,067
平成22年度	385	361	255	112	1,113
平成23年度	390	371	273	106	1,140
平成24年度	416	358	271	103	1,148

(7) 母子保健事業の状況

乳幼児健康診査の状況を見ると、受診数は増減を繰り返していますが、平成24年度では「3~6か月児」では1,060人、「1歳6か月児」では1,192人、「3歳児」では1,188人となっており、各年度において多くの方に受診されています。

訪問指導数の状況を見ると、妊産婦、新生児、未熟児ともに増減を繰り返しており、平成24年度ではそれぞれ、1,095人、133人、37人となっています。

■乳幼児健康診査

	3~6か月児		1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査	
	対象数(人)	受診数(人)	対象数(人)	受診数(人)	対象数(人)	受診数(人)
平成20年度	1,314	1,221	1,294	1,158	1,249	1,108
平成21年度	1,349	1,180	1,337	1,202	1,387	1,204
平成22年度	1,262	1,095	1,315	1,197	1,274	1,115
平成23年度	1,231	1,165	1,320	1,202	1,324	1,166
平成24年度	1,109	1,060	1,296	1,192	1,329	1,188

■訪問指導数(延べ人数)

	妊産婦(人)	新生児(人)	未熟児(人)
平成20年度	1,211	94	49
平成21年度	1,359	119	36
平成22年度	1,349	196	39
平成23年度	1,368	282	50
平成24年度	1,095	133	37

3 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや今治市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査の概要

- 調査地域：今治市全域
- 調査対象者：今治市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童3,000人を無作為抽出
(対象児童数5,586人：平成25年9月30日現在)
- 調査期間：平成25年11月13日（水）～平成25年11月27日（水）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

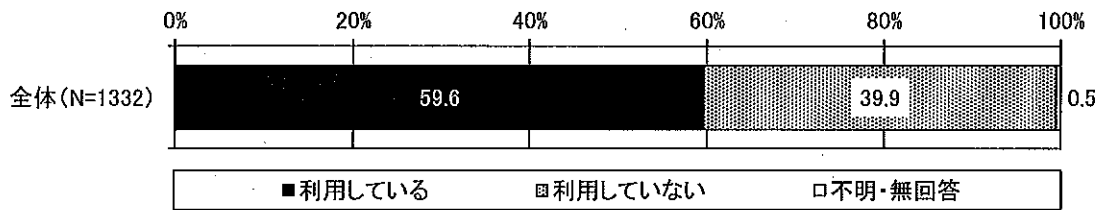
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,000	1,332	44.4%

(3) 結果概要

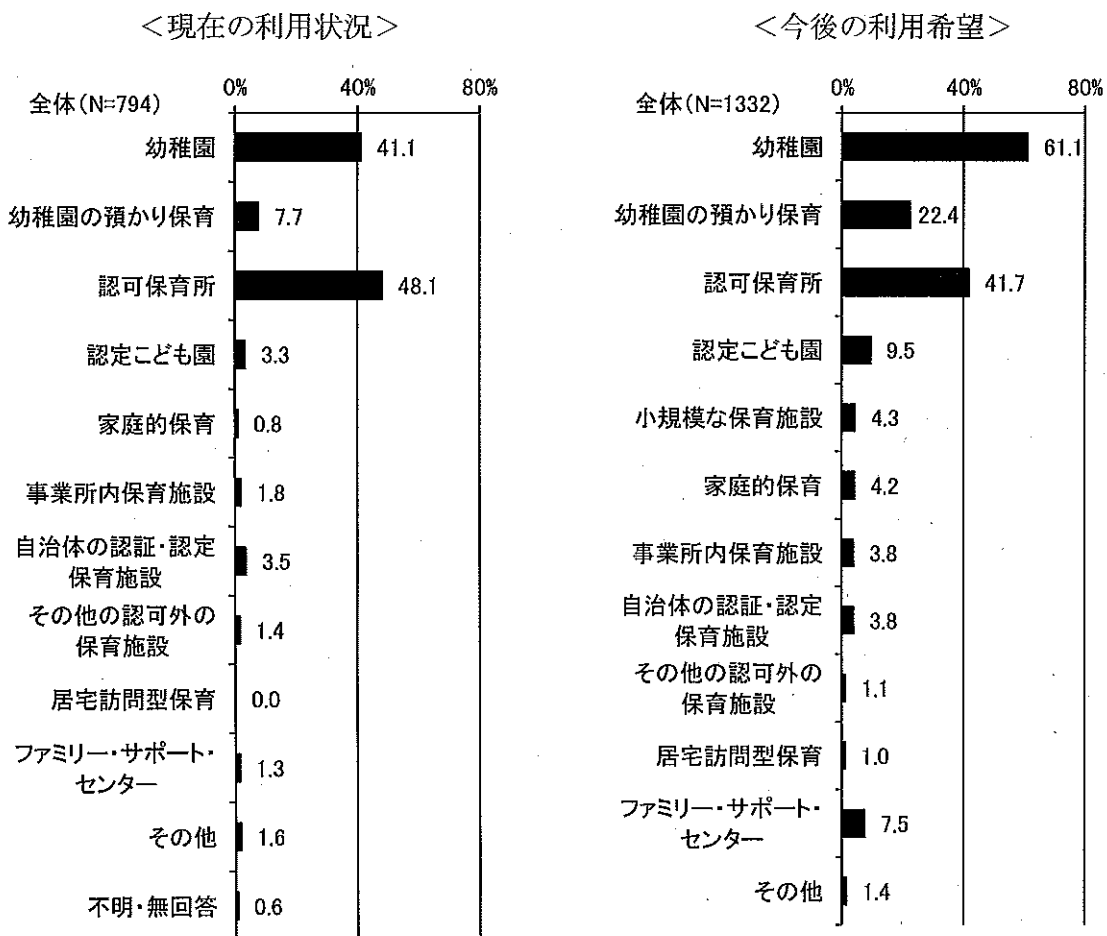
① 教育・保育事業のニーズについて（就学前児童）

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無について、「利用している」が59.6%となっており、利用している事業については、「認可保育所」が48.1%、「幼稚園」が41.1%となっています。また、今後、定期的にご利用したい事業については、「幼稚園」が61.1%、「認可保育所」が41.7%となっており、幼稚園の利用を希望する方が多いことがうかがえます。

【現在、定期的にご利用している教育・保育事業の有無】



【現在の平日の教育・保育事業の利用状況ならびに今後の利用希望】

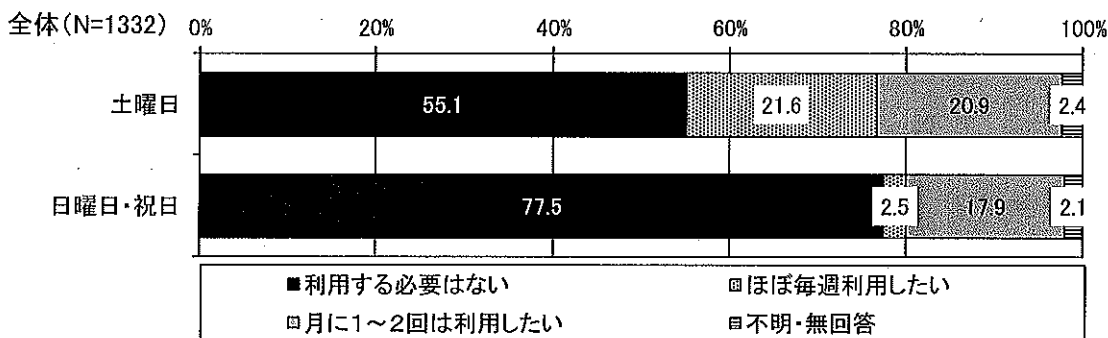


② 休暇中（土日祝・長期休暇）の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

土曜日は利用希望が4割を、長期休暇中は利用希望が6割を超えており、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

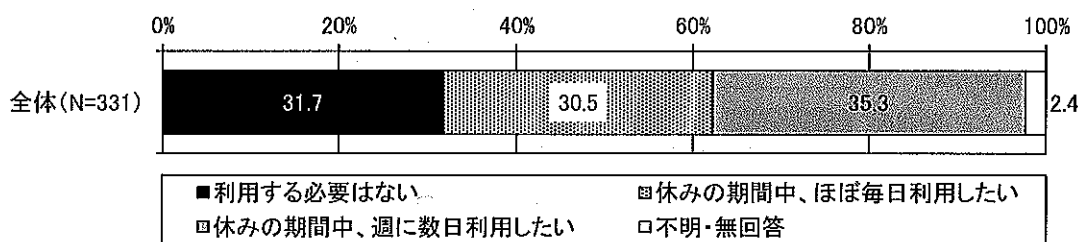
また、希望する利用時間帯については、土日祝は開始時間が8時、終了時間が17時、長期休暇中は開始時間が9時、終了時間が15時の割合が最も高くなっています。

【土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無】



【夏休み・冬休みなど長期休暇中の定期的な教育・保育事業の有無】

※幼稚園を利用している方のみ



【希望する利用時間帯】

開始時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
6時前	1	0.2	2	0.7	0	0.0
7時	44	7.8	24	8.8	4	1.8
8時	266	47.0	120	44.1	98	45.0
9時	208	36.7	93	34.2	105	48.2
10時	23	4.1	20	7.4	8	3.7
11時	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12時	0	0.0	2	0.7	0	0.0
13時	5	0.9	4	1.5	0	0.0
14時	1	0.2	0	0.0	0	0.0
15時以降	1	0.2	0	0.0	1	0.5
不明・無回答	17	3.0	7	2.6	2	0.9

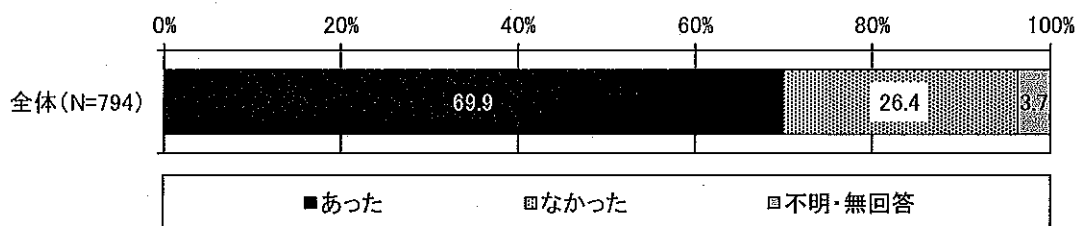
終了時間	土曜日 (N=566)		日曜日・祝日 (N=272)		長期休暇中 (N=218)	
	件数	%	件数	%	件数	%
11時	1	0.2	2	0.7	1	0.5
12時	32	5.7	11	4.0	6	2.8
13時	24	4.2	9	3.3	1	0.5
14時	33	5.8	7	2.6	23	10.6
15時	69	12.2	28	10.3	74	33.9
16時	87	15.4	30	11.0	45	20.6
17時	164	29.0	92	33.8	42	19.3
18時	114	20.1	62	22.8	22	10.1
19時	20	3.5	21	7.7	1	0.5
20時	4	0.7	4	1.5	1	0.5
不明・無回答	18	3.2	6	2.2	2	0.9

③ 病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）

約7割の方が、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったと回答しており、その対処方法としては、「母親が休んだ」が7割を超えています。

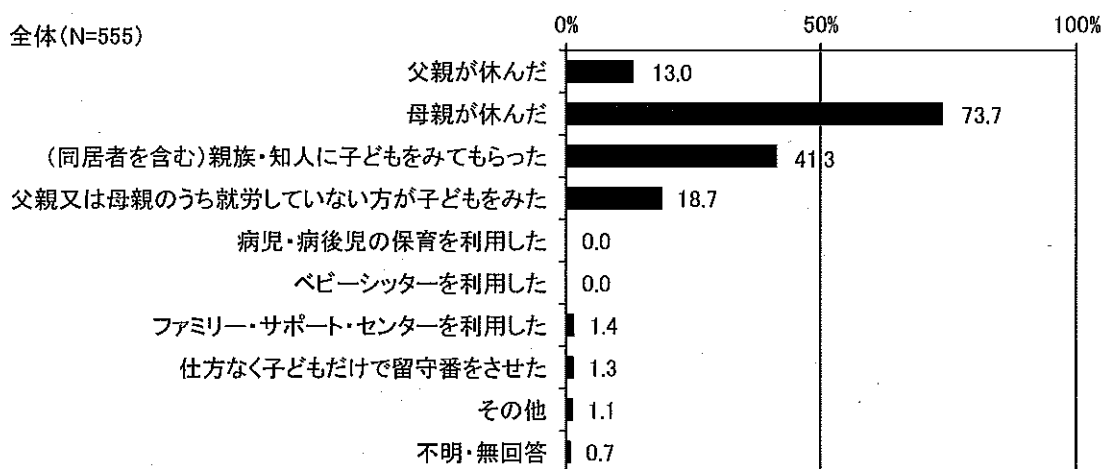
また、病児・病後児施設の利用希望については、「利用したいとは思わない」が「利用したい」を大きく上回っており、その理由については、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が68.5%、「親が仕事を休んで対応する」が51.3%となっています。子どもが病気の際は、親が直接みることを望む方が多いことがうかがえます。

【子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無】



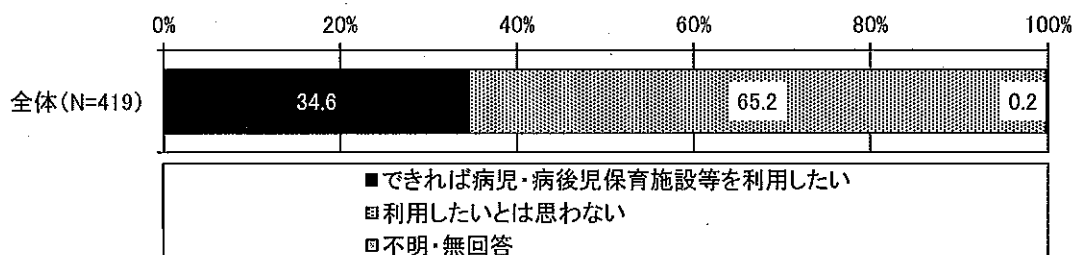
【対処方法】

※子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方のみ



【「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか】

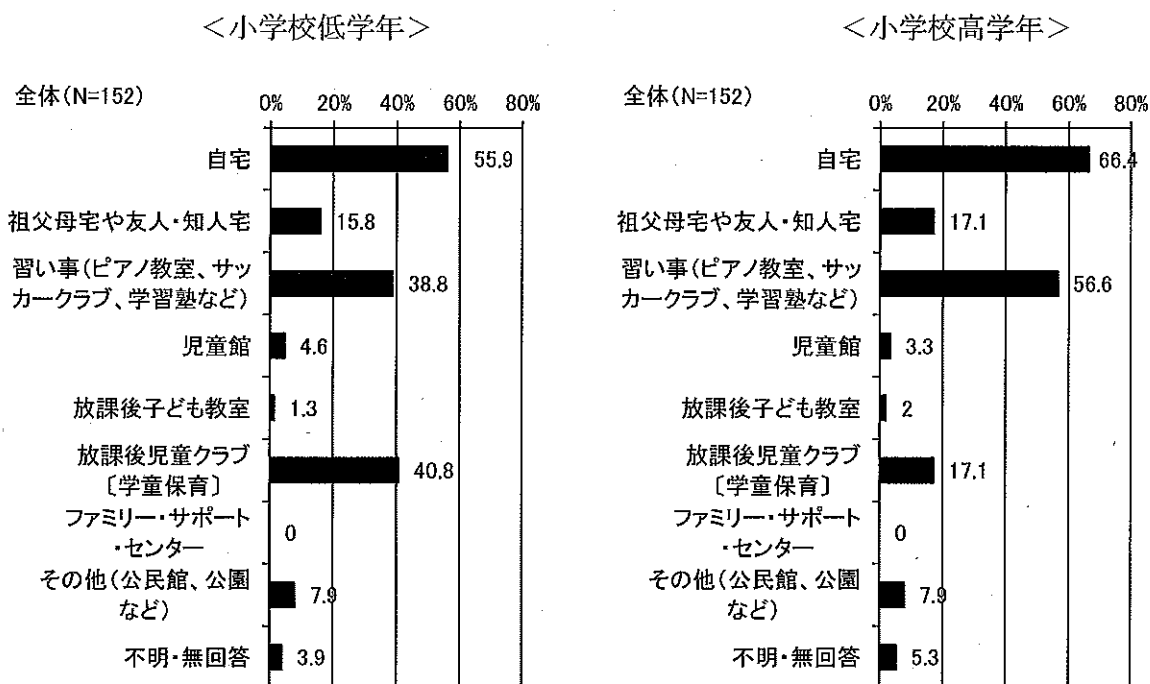
※「父親が休んだ」または「母親が休んだ」方のみ



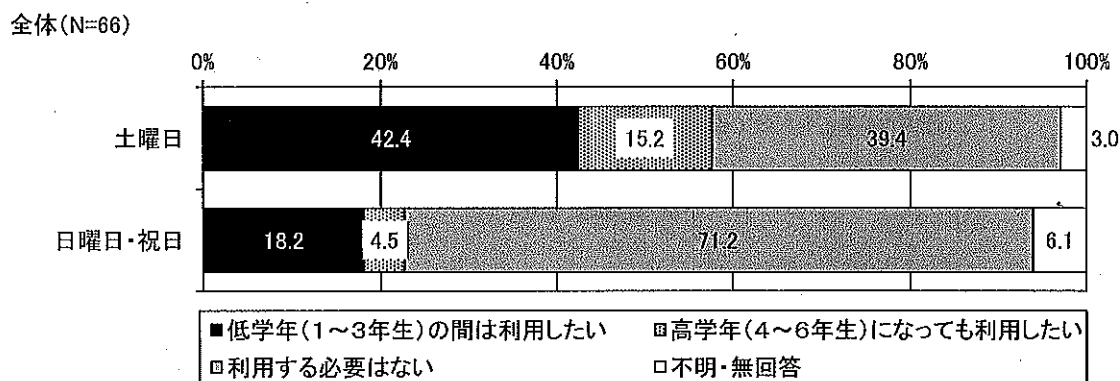
④ 放課後の過ごし方（就学前児童）

小学校低学年においては、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」が、約4割と高くなっています。また、休暇中の「放課後児童クラブ」の利用希望については、土曜日と長期休暇中において「利用したい」が高くなっており、特に低学年の間は、一定の需要があることがうかがえます。

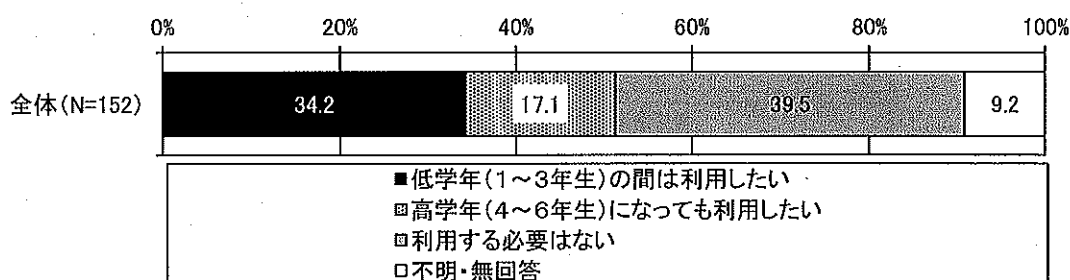
【小学校低学年・高学年において、放課後を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか】



【土曜日、日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望】



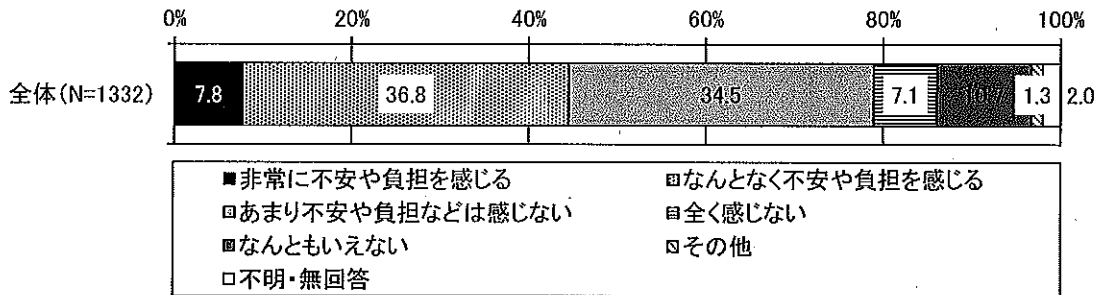
【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】



⑤ 子育て全般について

子育てに関する不安や負担の有無については、「なんとなく不安や負担を感じる」が最も高く、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、半数近くの方が不安や負担を感じていることがうかがえます。

【子育てに関して不安や負担などを感じているか】



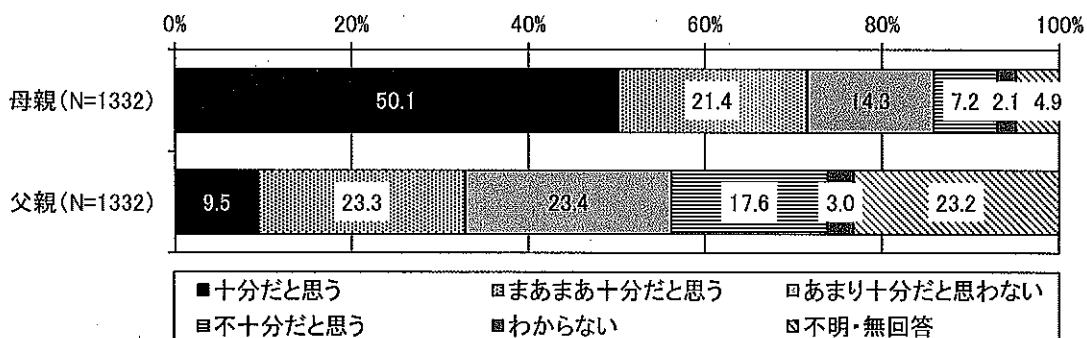
⑥ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

子どもと一緒に過ごす時間について、母親は「5～9時間未満」が、父親は「1～5時間未満」が最も高くなっています。また、その時間を十分だと思うかについては、母親は「十分だと思う」が半数を超えていますが、父親は約4割の方が十分だと思っていないことがうかがえます。

【子どもと一緒に過ごす時間】

過ごす時間 (N=1332)	母親		父親	
	件数	%	件数	%
0時間	0	0.0	0	0.0
1時間未満	0	0.0	18	1.4
1～5時間未満	146	11.0	622	46.7
5～9時間未満	396	29.7	208	15.6
9～13時間未満	127	9.5	109	8.2
13～17時間未満	127	9.5	51	3.8
17～21時間未満	67	5.0	7	0.5
21～24時間	390	29.3	5	0.4
不明・無回答	79	5.9	312	23.4

【その時間は十分だと思うか】



4 今治市次世代育成支援行動計画(後期)の評価

次世代育成支援行動計画(後期)の達成状況を掲載します。

事業名	事業概要・現況	備考

■次世代育成支援行動計画（後期）の目標事業量の状況

事業名	平成 21 年度 【実績値】	平成 26 年度 【目標値】	【現状】
1) 平日日中の保育サービス			
通常保育事業（人日）	3,012		
2) 特定保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
3) 延長保育事業			
実施か所数（か所）	22		
利用者数（人日）	188		
4) 夜間保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
5) トワイライトステイ事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（人日）	0		
6) 休日保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（年延人数）	0		
7) 病児・病後児保育事業			
実施か所数（か所）	0		
利用者数（年延人数）	0		
8) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）			
実施か所数（か所）	24		
利用者数（人日）	1067		
9) 放課後子ども教室			
実施か所数（か所）	1		
利用者数（年延人数）	2,000		
10) 一時預かり事業			
実施か所数（か所）	11		
11) 地域子育て支援拠点事業			
実施か所数（か所）	7		
12) ファミリー・サポート・センター事業			
実施か所数（か所）	1		
13) ショートステイ事業			
実施か所数（か所）	1		

5 現状・課題のまとめと今後の方向性

1～3の内容を踏まえ、現状・課題のまとめと今後の方向性を示します。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、少子化が進んでいるなか、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

本計画の前身にあたる「今治市次世代育成支援行動計画」の中では、家庭・地域・企業が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

みんなで育つ・育てるあした(次世代)のいまばいへ【仮】

2 計画の基本方針・施策目標

3 施策体系

*別紙「施策体系」の資料を参照

第4章 子ども子育て支援事業計画

※以下、国の資料を基にした参考資料です。

【必須記載項目】

(1) 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

■今治市の子育て資源について

【～補足～】

区域と事業計画について

●「量の見込み」と「確保方策」を区域ごと設定し、事業計画に記載。

○各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対する「確保方策」(「いつ」「どの施設・事業で」「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。

○「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

区域ごとの事業計画のイメージ

●具体的な事業計画の記載イメージは以下のとおり。

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」のイメージ

		1年目			2年目			...	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号		
教育・保育事業必要量の見込み		300人	200人	400人	300人	250人	350人		
確保の内容	施設型 保育事業	認定子ども園						→計画期間の5年間 について、 同様に量の 見込みと 確保内容 を検討	
		幼稚園							
		保育所							
	地域型 保育事業	小規模保育	各認定区分に対して対応する 事業の量の確保内容を記載						
		家庭的保育							
		居宅訪問型保育							
	事業所内保育								

子どもを、各認定区分に振り分けて、年度ごとの「量の見込み」を算出

- 【1号】＝3～5歳で、教育のみを必要とする子ども
- 【2号】＝3～5歳で、教育と保育を必要とする子ども
- 【3号】＝0～2歳で、教育と保育を必要とする子ども

※設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要があります。



◆◆◆今治市の区域設定◆◆◆

陸地部・島しょ部の2つでの提供区域

(2)各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(掲載イメージ)

今治市	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、保 育園(教育・保育施設)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	地域型保育事業			—			—		—
②-①	0	0	0	4	4	3	11	17	13

(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする
地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその
実施時期に関する事項

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

(2)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

(掲載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

(4)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

■ 第5章 その他具体的な取り組み

「施策体系」の基本目標に沿った形で作成します。

- ①教育環境の充実
- ②心の健やかな成長のため
- ③要保護児童への対応
- ④子育て支援の充実
- ⑤仕事と家庭の両立
- ⑥生活環境の整備
- ⑦健康であるために
- ⑧子どもを守るために

■ 第6章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します。

■ 参考資料

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
等

